

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 8月 17日施行

令和 8年 8月 17日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第49号

佐用町住民票の写し等本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町住民票の写し等本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 8月 17日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第 4 9 号

佐用町住民票の写し等本人通知制度実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町住民票の写し等本人通知制度実施要綱（平成 28 年佐用町要綱第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「、次の各号のいずれかに該当するときは」を削り、同項各号を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。